

平成 29 年度
さいたま市文化財保護審議会
—第 1 回—

日時 平成 29 年 5 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分～
会場 ときわ会館 5 階小ホール

さいたま市教育委員会

さいたま市文化財保護審議会次第

1 開 会

2 挨拶

3 会長・副会長選出

4 議事録について

(1) 前回議事録報告

(2) 今回議事録署名委員選出

5 議 事

(1) 諮問事項

ア 平成 29 年度指定候補文化財について

第 1 号 「砂氷川社のクスノキ」の指定について 1

第 2 号 「砂氷川社のモミ」の指定について 2

第 3 号 指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて 3

(2) 報告事項

第 1 号 平成 29 年度文化財保護及び保存事業の概要について 4

6 閉 会

*さいたま市文化財保護審議会 平成 28 年度第 2 回会議 議事録 8

*さいたま市教育委員会告示第 7～9 号 (文化財の指定及び解除) 13

*埼玉県教育委員会告示第八号(文化財の指定) 15

第1号 「砂氷川社のクスノキ」の指定について

名 称 砂氷川社のクスノキ 1本

種 別 天然記念物

所在地 見沼区東大宮 7-36-11

所有者 宗教法人 氷川社

氷川社は、さいたま市見沼区東大宮 7 丁目に所在する旧大砂土村の総鎮守である。JR 宇都宮線東大宮駅から南東に 550 メートル、住宅街の一角に位置する鎮守の森である。

この氷川社の森の樹木には、シラカシ、ムクノキ、ケヤキなどが生育しているが、中でも社殿の西側にあるクスノキは樹高 23.5m、目通り 3.3m、根回り 5.7mの個体である。

樹高が高く、風格があり、幹は直幹で、真っ直ぐに伸び、健全で樹勢も良好、樹形も整っている。

氷川社の森は、住宅街に残された緑地帯であり、今後、社叢の樹木を保全していくためにも、この個体を保全することが最も重要と考える。



▲ 南東からクスノキを望む



▲ 西からクスノキを望む

第2号 「砂氷川社のモミ」の指定について

名 称 砂氷川社のモミ 1本
種 別 天然記念物
所在地 見沼区東大宮 7-36-11
所有者 宗教法人 氷川社

氷川社は、さいたま市見沼区東大宮7丁目に所在する旧大砂土村の総鎮守である。JR宇都宮線東大宮駅から南東に550メートル、住宅街の一角に位置する鎮守の森である。

この氷川社の森の樹木には、シラカシ、ムクノキ、ケヤキなどが生育しているが、中でも同社殿の東にはモミがある。樹高28.5m、目通り3.1m、根回り6.8mの個体である。平地に残るモミとしては数少なく、境内にあって貴重である。幹は東に斜傾しているが、倒木の恐れがあるほどではない。樹勢も良く、古木としての風格もある。

氷川社の森は、住宅街に残された緑地帯であり、今後、社叢の樹木を保全していくためにも、この個体を保全することが最も重要と考える。



砂氷川社のモミ
東南から望む



砂氷川社のモミ
東から望む

第3号 指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて

旧市時代に指定文化財となった有形文化財等について、表記や種別等が一致しない下記文化財に対し、その取り扱いについて、貴審議会のご意見を求めます。

- ① 古文書の員数の取り扱いについて
員数が実際の資料と異なるものがある。員数の表記が「一括」となっているものと「実件数」となっているものがある。
- ② 板石塔婆に関する取り扱いについて
指定種別が「考古資料」と「歴史資料」の2種類がある。
指定名称が「板碑」と「板石塔婆」の2種類がある。
同名の指定名称がある。また名称のつけ方が様々である。
- ③ 石造物に関する取り扱いについて
指定種別が「考古資料」、「歴史資料」、「有形民俗文化財」の3種類がある。
名称のつけ方が様々である。

(2) 報告事項

第 1 号 平成 29 年度文化財保護及び保存事業の概要について

1 文化財保護審議会

会議

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 第 1 回「平成 29 年度文化財指定諮問」他 | 平成 29 年 5 月 30 日 |
| 第 2 回「平成 29 年度文化財指定審議」他 | 平成 30 年 1 月 予定 |

2 文化財の調査

- (1) 指定候補調査
- (2) 指定文化財の調査
 - ア 国指定文化財調査
 - イ 県指定文化財調査
 - ウ 市指定文化財調査
- (3) 一般調査

3 文化財保存事業(補助金交付事業)

- (1) 国指定
 - ア 重要無形民俗文化財「岩槻の古式土俵入り」後継者育成・公開
／釣上の子ども相撲土俵入り保存会
- (2) 県指定
 - ア 有形文化財(典籍)「紙本墨書大般若波羅蜜多經」裏打ち修理
- (3) 市指定
 - ア 有形文化財(建造物)「大門宿脇本陣表門」屋根修理工事
 - イ 有形文化財(建造物)「調神社旧本殿」彫刻彩色復元工事
 - ウ 無形民俗文化財「秋葉ささら獅子舞」後継者育成・公開
 - エ 無形民俗文化財「日進の餅つき踊り」後継者育成・公開
 - オ 無形民俗文化財「砂の万灯」(西本組)後継者育成・公開
 - カ 無形民俗文化財「砂の万灯」(中組)後継者育成・公開
 - キ 無形民俗文化財「砂の万灯」(中本組)後継者育成・公開
 - ク 無形民俗文化財「砂の万灯」(上中組)後継者育成・公開
 - ケ 無形民俗文化財「砂の万灯」(東本組)後継者育成・公開
 - コ 無形民俗文化財「神田の祭りばやし」後継者育成・公開
 - サ 無形民俗文化財「見沼通船舟歌」後継者育成・公開
 - シ 無形民俗文化財「大久保領家の民謡と踊」後継者育成・公開

ス 無形民俗文化財「鹿手袋の祭ばやし」太鼓修理

4 指定文化財の普及啓発

(1) 刊行物

- ア 文化財時報「榎りぼーと」(第 65 号～第 68 号)
- イ 文化財保護年報(平成 28 年度)
- ウ 「田島ヶ原サクラソウ自生地」パンフレット(増刷)
- エ 文化財マップ
- オ さくらそう通信(30 号)※電子データのみ

(2) 啓発事業

- ア 見沼通船堀再整備工事の見学会
平成 29 年未定
会場/見沼通船堀東縁閘門
- イ 鈴木家住宅附属建物の公開 通年(毎週土・日曜日)
- ウ サクラソウ Weeks2017
平成 29 年 3 月 25 日から 4 月 23 日
会場/田島ヶ原サクラソウ自生地、桜区役所
- エ 与野文化財資料室の公開 通年
- オ 指定文化財特別公開(11 月予定)

5 指定文化財等の管理

(1) 市管理史跡等の巡検

- ア 巡検対象(16 箇所)
 - (ア) 国指定史跡「見沼通船堀」、「真福寺貝塚」
 - (イ) 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」
 - (ウ) 県指定史跡「馬場小室山遺跡」
 - (エ) 市指定有形文化財「岩槻城城門(黒門)」、「岩槻城裏門」、「時の鐘」(鐘楼用地)
 - (オ) 市指定有形民俗文化財「庚申塔」
 - (カ) 市指定史跡「側ヶ谷戸古墳群」(稻荷塚古墳、台耕地稻荷塚古墳、茶臼塚古墳)、「大戸貝塚」、「藤橋の六部堂」
 - (キ) その他 「錦乃原桜草園」、「斎藤治水翁碑」、「五味貝戸貝塚」

(2) 市指定有形文化財「時の鐘」鐘楼用地

- ア 通常管理 草刈・樹木剪定

(3) 県選定重要遺跡「五味貝戸貝塚」

- ア 通常管理 草刈

6 指定史跡等の保存管理

- (1) 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」
 - ア 開花期の監視・普及活動
 - イ 株数調査
 - ウ 外来植物等の除去
 - エ 冬枯れした植物の除去
- (2) 国指定史跡「見沼通船堀」
 - ア 清掃業務、鈴木家住宅防災設備点検
 - イ 鈴木家住宅附属建物公開に伴う管理、東縁休憩施設維持管理
 - ウ 東縁再整備工事（国庫補助事業）
- (3) 国指定史跡「真福寺貝塚」
 - ア 通常管理 草刈
 - イ 指定地の水位データ集計
 - ウ 指定地の発掘調査（国庫補助事業）
 - エ 指定地の拡大
 - オ 用地買収（国庫補助事業）
- (4) 県指定史跡「馬場小室山遺跡」
 - ア 通常管理 草刈・樹木剪定等
- (5) 市指定史跡「側ヶ谷戸古墳群」
 - ア 通常管理 草刈・樹木剪定

7 埋蔵文化財の調査・保存

- (1) 開発事業との調整
- (2) 確認調査等の実施（国庫補助事業）
- (3) 発掘届の受理・指示
- (4) 市内遺跡発掘調査（国庫補助事業）の実施
- (5) 出土品再整理・再収納（国庫補助事業）の実施
- (6) 出土品の鑑査及び文化財認定
- (7) 出土品の保存処理・分析（国庫補助事業）
- (8) さいたま市遺跡調査会による発掘調査の指導

8 埋蔵文化財の普及啓発

- (1) 土器の館の公開
- (2) 最新出土品展（国庫補助事業）
平成 29 年 9 月 5 日から平成 30 年 1 月中旬（予定）
会場／さいたま市立博物館、岩槻郷土資料館他
- (3) 市内遺跡発掘調査成果発表会（国庫補助事業）
平成 29 年 9 月 9 日
会場／さいたま市立博物館講座室
- (4) 発掘調査報告書の刊行
ア さいたま市内遺跡発掘調査報告書第 17 集（国庫補助事業）
イ さいたま市埋蔵文化財調査報告書第 13 集
- (5) 真福寺貝塚発掘調査現地説明会
平成 29 年 9～11 月実施予定
会場／真福寺貝塚